

第3次下野市行政改革大綱を策定しました

*策定の趣旨

自治基本条例施行後初めて策定する第3次行政改革大綱は、市民との協働をより一層推進するとともに、第2次行政改革大綱の基本方針を継続・強化しつつ、新たな視点を追加し、柔軟で効率的な行政システムの確立を目指して策定しました。

*実施期間

平成27年度から31年度までの5年間

*基本目標

市民との協働による持続的に発展するまちづくり

*3つの基本方針

I さらなる協働の推進

市民との協働を推進するため、市政情報の積極的な発信、市民参画の機会の充実等、自治基本条例に基づくまちづくりを推進します。

II 質的側面の向上

行政サービスの質的向上を図るため、より効率的かつ効果的な行政運営の確立を目指し、事務事業の改善、職員の資質向上等に努めます。

III 量的側面の改善

歳入の減額等を考慮し、事業の必要性、費用対効果、効率性を十分に勘案した事業への取組を行うとともに、公共施設の適正管理、行政サービス等の見直しを行います。

*重点項目

基本目標、基本方針に基づき、3つの重点項目と27の個別項目を設定し、行政改革の取組を推進します。

I 市民との協働によるまちづくりの推進

市民との協働によるまちづくりの推進のため次の6項目の取組を推進します。

- (1) 下野市自治基本条例に基づくまちづくりの推進
- (2) コミュニティ組織等との連携
- (3) 協働型社会の構築
- (4) 市民と行政の対話の推進
- (5) 市民参画の推進
- (6) 市民の一体感の醸成

II 効率的・効果的な行政経営の推進

効率的・効果的な行政経営の推進のため次の13項目の取組を推進します。

- (1) 組織マネジメント機能の強化

- (2) 庁内組織の継続的な見直し
- (3) 審議会・委員会等の見直し
- (4) ICTの有効活用
- (5) 民間活力活用の推進
- (6) 行政評価システムの着実な運用
- (7) 行政サービスの向上
- (8) 給与等の適正化と職員資質の向上

- (9) 職員数・臨時職員数の適正管理
- (10) 人材育成の推進
- (11) 職員の意識改革の推進
- (12) 公共工事の適正な執行管理
- (13) 広域的な行政の推進

III 将来にわたり持続可能な財政運営の推進

将来にわたり持続可能な財政運営の推進のため次の8項目の取組を推進します。

- (1) 事務事業の継続的な見直し
- (2) 公共施設の適正管理と効率的な運営
- (3) 地方公営企業・第3セクター等の経営健全化の推進
- (4) 課税・受益者負担の適正化
- (5) 財政指標の設定と財政情報の適切な公開
- (6) 予算査定の改革
- (7) 税外収入確保と公共工事コスト削減
- (8) 新たな財源確保の取組

*実施計画

第3次行政改革大綱の具体的な取組として、92の実施項目を設定した実施計画を策定しその着実な実施を図っていきます。

実施計画については、実施項目ごとに毎年度進捗管理を行い、状況について公表することとしています。

★行政改革大綱とは

市の最上位計画である「下野市総合計画」を推進していくためには、必要な財源の確保はもちろんのこと、柔軟な組織体制や職員の意識改革、能力向上など、限られた資源を最大限活用していくための新たな行政システムを構築することが必要であり、それらの実現のための指針となるものです。

○第3次下野市行政改革大綱及び実施計画の全文は、市ホームページでご覧になれます。

※下野市ホームページ↓(総合案内)↓(組織からさがす)↓(総合政策課)↓(行政改革)↓(第3次行政改革大綱・実施計画を策定しました)

問い合わせ先

総合政策課(国分寺庁舎2階)
☎(40)5550